

様式第 2 号（第 7 条関係）

処分基準整理票

処分の内容	施業実施協定の認可の取消し		
根拠法令 及び条項	森林法 第 10 条の 11 の 8 第 1 項		
処分基準	☒ 有（第 6 条において準用する第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） ☐ 無（根拠：第 6 条において準用する第 4 条第 2 項第 号に該当）		
	公表 ☒ する ☐ しない（公表しない場合の根拠：第 7 条第 4 項第 号に該当）		
	【内容】（※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （施業実施協定の認可の取消し） 第十条の十一の八 市町村の長は、第十条の十一第一項若しくは第二項又は第十条の十一の五第一項の認可をした後において、当該認可に係る施業実施協定の内容が第十条の十一の四第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該施業実施協定の認可を取り消すものとする。 （施業実施協定の認可） 第十条の十一の四 市町村の長は、第十条の十一第一項又は第二項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。 一 申請の手続又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。 二 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。 三 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。		
	処分基準 設定年月日	令和 6 年 2 月 5 日	処分基準 最終変更年月日
所管部署	環境経済部 産業振興課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。